



## 利用条件（りようじょうけん）について

- ・18歳以上（さいいじょう）の方（かた）が使（つか）うことができます。
- ・利用料（りようりょう）はかかりません。
- ・通訳者（つうやくしゃ）が同行（どうこう）できる場所（ばしょ）は、  
大阪市内（おおさかしない）の
  - ①行政機関（ぎょうせいきかん）
  - ②医療機関（いりょうきかん）
  - ③教育機関（きょういくきかん）
  - ④福祉（ふくし）サービス事業所（じぎょうしょ）
  - ⑤自宅（じたく）
  - ⑥その他（た）本事業（ほんじぎょう）の目的（もくてき）に沿（そ）っている場所（ばしょ）  
です。
- ・待ち合わせは、区（く）の保健福祉（ほけんふくし）センターです。
- ・仕事（しごと）、宗教（しゅうきょう）、政治（せいじ）、娯楽（ごらく）、手術（しゅじゅつ）  
の説明（せつめい）などリスクが高（たか）い医療（いりょう）の通訳（つうやく）には使（つ  
か）えません。
- ・申請書（しんせいしょ）の内容（ないよう）を通訳事業者（つうやくじぎょうしゃ）に  
提供（ていきょう）することに同意（どうい）したうえで、申請（しんせい）してください。
- ・申請書（しんせいしょ）を提出（ていしゅつ）してから、本市（ほんし）が内容（ないよう）  
を確認（かくにん）して、利用通知書（りようつうちしょ）をお送（おく）りします。